

登録免許税法施行令の一部を改正する政令新旧対照表

改正後 改正前

(現金納付の場合の収納機関の指定)

第二十八条 法務局又は地方法務局長は、その指定する登記所においてつかさどる登記又は登録に係る登録免許税で法第二十一条又は第二十三条第一項(これらの規定を法第三十五条第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次項において同じ。)の規定により納付すべきものについて必要があると認める場合には、その収納機関(日本銀行及び国税の収納を行うその代理店をいう。以下この章において同じ。)を指定することができる。

2・3 省略

(印紙納付ができる場合)

第二十九条 法第二十二条に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 登記所の近傍に収納機関が存在しないため当該登記所においてつかさどる登記又は登録に係る登録免許税を法第二十一条(法第三十五条第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により納付することが困難であると法務局又は地方法務局長が認めてその旨を当該登記所に公示した場合

二・三 省略

(納付受託者の指定要件)

第三十条の二 法第二十四条の四第一項に規定する政令で定める要件は、次に掲げるものとする。

- 一 納付受託者(法第二十四条の四第一項に規定する納付受託者をいう。次条において同じ。)として納付事務(同項に規定する納付事務をいう。次号において同じ。)を行うことが登録免許税の徴収の確保及び納付者の便益の増進に寄与すると認められること。

二 納付事務を適正かつ確実に遂行するに足りる経理的及び技術的な基礎

(現金納付の場合の収納機関の指定)

第二十八条 法務局又は地方法務局長は、その指定する登記所においてつかさどる登記又は登録に係る登録免許税で法第二十一条又は第二十三条第一項(これらの規定を法第二十四条の二第三項及び第三十五条第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次項において同じ。)の規定により納付すべきものについて必要があると認める場合には、その収納機関(日本銀行及び国税の収納を行うその代理店をいう。以下この章において同じ。)を指定することができる。

2・3 同上

(印紙納付ができる場合)

第二十九条 法第二十二条(法第二十四条の二第三項及び第三十五条第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 登記所の近傍に収納機関が存在しないため当該登記所においてつかさどる登記又は登録に係る登録免許税を法第二十一条(法第二十四条の二第三項及び第三十五条第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により納付することが困難であると法務局又は地方法務局長が認めてその旨を当該登記所に公示した場合

二・三 同上

を有するものとして財務省令で定める基準を満たしていること。

(納付受託者の納付に係る納付期日)

第三十条の三 法第二十四条の五第一項に規定する政令で定める日は、納付受託者が法第二十四条の三第一項の規定による委託を受けた日の翌日から起算して十一取引日（収納機関の休日以外の日をいう。以下この条において同じ。）を経過した最初の取引日までの取引日で当該納付受託者に係る所管省庁の長（法第二十四条の四第一項に規定する所管省庁の長をいう。以下この条において同じ。）が定める日（災害その他やむを得ない理由によりその日までに納付することができないと当該所管省庁の長が認める場合には、その承認する日）とする。

(過誤納金の還付等)

第三十一条 法第三十一条第一項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 納付した登録免許税の額が過誤納となつた理由が法第三十一条第一項各号に掲げる場合のいずれに該当するか^{の別及びその該当することとなつた日}

二 六 省 略

2 法第三十一条第二項の規定により同条第一項の通知をすべき旨の請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を登記等を受けた登記機関に提出しなければならない。

一 三 省 略

四 前項第二号に掲げる事項（法第二十四条の三第一項の規定により納付の委託をした場合にあつては、その旨）及び前項第五号に掲げる事項

五 六 省 略

3 法第三十一条第六項の規定により同項の通知をすべき旨の請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を同項の登記等に係る登記機関に提出しなければならない。

一 三 省 略

四 当該登録免許税を納付した収納機関の名称及び納付した日（法第二十四条の三第一項の規定により納付の委託をした場合にあつては、その納付の委託をした日）

(過誤納金の還付等)

第三十一条 同 上

一 納付した登録免許税の額が過誤納となつた理由が法第三十一条第一項各号に掲げる事実のうちいずれに該当するか^{の区分及び当該事実}に該当することとなつた日

二 六 同 上

2 同 上

一 三 同 上

四 前項第二号及び第五号に掲げる事項

五 六 同 上

3 法第三十一条第六項の規定により同項の通知をすべき旨の請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を登記等を受けた登記機関に提出しなければならない。

一 三 同 上

四 当該登録免許税を納付した収納機関の名称及び納付した日

五・六 省略

4 法第三十一条第六項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 省略

二 前項第三号に掲げる事項

三 当該登録免許税を納付した収納機関の名称及び納付した日

四 省略

五 省略

六 省略

(関係書類の保存年数)

第三十四条 登記官署等は、そのつかさどる登記等に係る次に掲げる書類を、その受理した日(第二号に掲げる書類にあつては、法第二十四条第一項の期限)から五年間保存しなければならない。

一 法第二十一条に規定する電子情報処理組織を使用して登記等の申請又は嘱託を行う場合において同条から法第二十三条までに定める方法により登録免許税を納付するときにおける登記機関の定める書類

二 法第二十四条第一項の書類

三 五 省略

附 則

この政令は、令和四年四月一日から施行する。

五・六 同上

4 同上

一 同上

二 前項第三号及び第四号に掲げる事項

三 同上

四 同上

五 同上

(関係書類の保存年数)

第三十四条 登記官署等は、そのつかさどる登記等に係る次に掲げる書類を、その受理した日(第一号に掲げる書類にあつては、法第二十四条第一項の期限)から五年間保存しなければならない。

一 法第二十四条第一項の書類

二 法第二十四条の二第一項に規定する場合において法第二十一条から第二十四条までに定める方法により登録免許税を納付するときにおける登記機関の定める書類

三 五 同上